

保護者の皆様へ

就学援助についてのお知らせ

新見市教育委員会

新見市では、お子さんが小・中学校で安心して勉強できるよう、給食費や学用品費などの経費を援助する「就学援助制度」があります。

この援助を申請することができるのは、次のうちいずれかにあてはまる方で、審査のうえ決定します。

- * 生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった方
- * 市町村民税が非課税になっている方
- * 国民年金保険料が免除になっている方
- * 国民健康保険法の保険料が減免または徴収を猶予されている方
- * 児童扶養手当を受給されている方（児童手当ではありません）
- * 市町村民税、個人の事業税、固定資産税のいずれかが減免になっている方
- * その他の要件をお持ちの方（社会福祉協議会による生活福祉金の貸付を受けている方等）
- * 上記に該当しないが生活に困窮し、就学援助を必要とされている方

援 助 内 容		(助成予定額：年額)
区分	小学校	中学校
学用品費	1 1, 4 2 0 円	2 2, 3 2 0 円
通学用品費 (第一学年を除く)	2, 2 3 0 円	2, 2 3 0 円
新入学学用品費	5 0, 6 0 0 円	5 7, 4 0 0 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	(限度) 1, 5 5 0 円	(限度) 2, 2 4 0 円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	(限度) 3, 5 7 0 円	(限度) 6, 0 1 0 円
修学旅行費	交通費・宿泊料・見学料等の経費	
	(限度) 2 1, 1 9 0 円	(限度) 5 7, 2 9 0 円
学校給食費 (学校給食費応援 に一みんポイント事業対象者以外)	主食代・おかず代・牛乳代 (保護者実費の85%)	

援助を必要とされる方は、下記の書類を **6月7日(金)** までに学校へ提出してください。

【提出書類】

- ・「就学援助交付申請書（兼世帯票）」※申請書は学校、教育委員会にあります。
 - ・「預金通帳の写し」（銀行名、支店名、口座番号等が分かるもの。）
 - ・「令和6年度市県民税課税・非課税証明書(世帯票)」（6月1日以降税務課・各支局で取得可）
- わからないことがありましたら、新見市教育委員会 学校教育課（電話：72-6146）へおたずねください。

- * 学校給食費応援に一みんポイント事業対象者の給食費については、全額に一みんポイントでの支給となります。
- * 学校集金等を滞納されている方につきましてはこれまでどおり、学校から給付を受けていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。